

令和6年第17回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年8月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年8月26日(月) 午後1時30分から午後1時58分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(14人)

	1番	中川誓子君	農地部会長	3番	梅津幸一君
	5番	佐藤章平君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
	17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理者	19番	日並洋君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	以頭隆志君	主査	山内慶治君
主事補	石澤美咲君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和6年第17回 美幌町農業委員会総会
令和6年8月26日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第37号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第63号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 7	議案第64号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 8	議案第65号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第66号	現況証明願について
日 程 第10	協議第13号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は14名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年第17回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	それでは議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号17番 酒井委員、同じく議席番号18番 小林委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議しております案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案4件、協議1件となっております。朗読は省略させていただきます。なお、議席番号2番 坂本委員、議席番号4番 佃委員、同じく議席番号6番 木村委員、議席番号7番 中村委員、議席番号10番 武田委員、議席番号17番 山岸委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、会務報告については議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第37号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの1法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議長	ご異議なしと認め、報告第37号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第6、議案第63号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
事務局	内容番号28号。 内容番号28号についてご説明致します。本件は農地法第3条で使用貸借していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和3年2月25日から令和13年2月24日までの10年間、合意解約年月日は令和6年7月25日、土地引渡日は令和6年7月25日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。
事務局	内容番号29号。 内容番号29号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地について賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成27年11月26日から令和7年11月30日までの10年間、合意解約年月日は令和6年8月1日、土地引渡日は令和6年8月1日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。 議案第63号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第7、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
事務局	内容番号108号から109号につきましては関連がございますので一括上程致します。 今月の案件は全10件で内容につきましては農業公社の買入が4件、売買が1件、再貸付が2件、新規の賃貸借が3件となっております。 それでは内容番号108号から109号まで一括してご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社の買入案件と売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は

令和6年8月27日でございます。内容番号108号についてご説明致します。本件は先の議案第63号 内容番号28号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、利用調整日は令和6年8月1日、代金の支払期限は令和6年10月11日でございます。内容番号109号についてご説明致します。本件は売買案件でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、利用調整日は令和6年7月25日、代金の支払期限は令和6年11月29日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号108号から109号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分することになり、農業公社と借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化され、小麦と玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号108号から109号は適当と認めます。
内容番号110号。

事 務 局 内容番号110号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年8月27日、代金の支払期限は令和6年10月11日、利用調整日は令和6年8月21日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号110号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号110号は適当と認めます。
内容番号111号。

事 務 局 内容番号111号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧頂きます。本件は先の議案第63号 内容番号29号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和6年8月27日、代金の支払期限は令和6年10月11日、利用調整日は令和6年7月30日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番 内容番号111号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さ

んが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号111号は適当と認めます。
 内容番号112号。

事 務 局 内容番号112号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧ください。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をするものは〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受けるものは札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和6年8月27日、代金の支払期限は令和6年10月11日、利用調整日は令和6年7月30日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号112号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが飛び地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号112号は適当と認めます。
 内容番号113号。

事 務 局 内容番号113号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。
 本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案9ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年8月27日から令和16年8月31日までの10年間、利用調整日は令和6年8月16日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

9 番 内容番号113号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品と人参を作付けされ、意欲的に営農されていますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号113号は適当と認めます。
 内容番号114号から116号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局 内容番号114号から116号について一括してご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりです。内容番号114号に

ついでご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和6年8月27日から令和9年8月31日までの3年間、利用調整日は令和6年8月8日でございます。内容番号115号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和6年8月27日から令和9年8月31日までの3年間、利用調整日は令和6年8月9日でございます。内容番号116号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸期間は令和6年8月27日から令和9年8月31日までの3年間、利用調整日は令和6年8月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号114号から116号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが規模縮小することに伴い、あっせん申し出により、調整の結果、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、そば、南瓜を。〇〇さんは家族3人で小麦、玉葱、人参を。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉葱を作付けしており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号114号から116号は適当と認めます。内容番号117号。

事 務 局 内容番号117号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願ひます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和6年8月27日から令和11年8月31日までの5年間、利用調整日は令和6年7月11日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号117号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、甜菜、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号117号は適当と認めます。
議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長 日程第8、議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。内容番号13号。

事 務 局 内容番号13号についてご説明致します。参考資料は12ページと13ページをご覧

願います。本件は農舎建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は第1種農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和7年3月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号13号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが既存の農舎では手狭であるため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると8月9日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。
議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第66号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号18号。

事 務 局

内容番号18号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号18号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は〇〇の住宅街の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草 放牧地以外であることを8月6日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくようお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。
議案第66号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、協議第13号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

事 務 局

協議第13号についてご説明致します。本件は8月8日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので除外が1件、用途区分変更が1件でございます。それでは除外の内容番号5号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。続いて用途区分変更の内容番号14号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件は先の議案第65号 農地法第4条許可申請の内容番号13号でご審議いた

だいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で申請理由は農舎建築のためでございます。今後の予定ですが本総会后に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第13号「美幌町農業振興整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

事 務 局

以上で全議案の審議を終了致しました。
これを持ちまして第17回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

閉会 午後1時58分